

20年4月からのごみ出しルール

8



粗大ごみ

事前申し込みにより有料戸別収集します。

●対象は？

▽幅・奥行き・高さのいずれかが60cm以上の物
▽大きさに関係なく6kg以上の物

●出し方は？

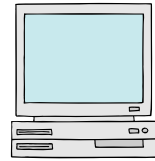
- ①粗大ごみ受付センター（☎0120-138534）に電話で申し込む。
※受け付けは月～金曜日の午前9時～午後5時（祝休日・年末年始を除く）
※1回の収集で5点まで
- ②粗大ごみ収集手数料納付券を購入する（1点当たり800円）。
- ③納付券に受付番号を記入した上で粗大ごみにはり付け、収集日当日の午前8時30分までに指定された場所へ出す。

パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーが引き取りリサイクルします。

●対象は？

▽デスクトップパソコン本体
▽ノートパソコン
▽ディスプレイ
（ブラウン管・液晶）



▽ディスプレイ一体型パソコン

●出し方は？

メーカーへ回収を依頼してください。リサイクル料金が必要になる場合があります。

来年度から統一するごみ出しルールを、順次お知らせしています。新しいルールをまとめた冊子を3月に発行する予定です。

【問】環境センター ☎(45)7004

知っておきたい 消費生活情報

嫁いだ娘あての請求

事例

半年前に結婚した娘あてに、「総合消費料金未納のお知らせ」というハガキが届いた。娘は結婚前に多額の借金があったが、債務整理をすべて終わらせてから結婚したはずだが、心配だ。

債務をすべて整理し、現在借金がないのであれば、架空請求と思われる。過去に借金があったため、余計に不安になってしまったようです。

架空請求には、「携帯電話の接続料金が引き落とされなかった」「ご利用いただいた有料サイトの料金が未納」と誰でも心当たりがありそうな名目のものもあります。過去に自分が

利用したものや、家族が使ったものと勘違いしがちです。架空請求は、相手の心当たりや不安感を巧みに利用して、連絡させようとしています。連絡してしまうと、暴力的な口調で請求されたり、個人情報聞き出されてさらなる架空請求を招いたりする場合があります。

架空請求は相手にせず無視をするのが一番ですが、心配な場合はご相談ください。また「裁判所からの支払い督促」や「小額訴訟の呼び出し状」は本物との区別が難しいため、届いた場合はご相談ください。

架空請求の相談

▽市消費生活相談 ☎(71)2185（18歳参照）

▽県尾張県民生活プラザ ☎(71)0999

多重債務の相談

▽多重債務相談 ☎(28)8984（18歳参照）

【問】経済振興課 ☎(28)9132